

《同時発表》東北運輸局

平成31年1月30日
鉄道局鉄道事業課

三陸鉄道 北リアス線・リアス線・南リアス線の 鉄道事業再構築実施計画の認定

～安全で安定した運行が維持されます～

国土交通大臣は、三陸鉄道北リアス線、リアス線及び南リアス線に係る鉄道事業再構築実施計画について、平成31年1月31日付けで認定を行い、同日、東北運輸局長より申請者に対して認定書を手交します。

国土交通大臣は、平成31年1月10日付けで申請のあった三陸鉄道北リアス線、リアス線及び南リアス線に係る鉄道事業再構築実施計画の認定事案について、平成31年1月31日付けで認定を行います。

関係自治体が鉄道施設の修繕・維持管理費用等を負担(コスト上の上下分離)するほか、関係自治体をはじめとする地域関係者の積極的な支援による経営改善施策の実施等により、収支の均衡と安全で安定した運行が維持されることとなります。

認定書は、平成31年1月31日に東北運輸局長から申請者に手交し、報道機関による取材が可能です。

【概要】(詳細については添付資料をご覧ください。)

○申請者

三陸鉄道(株)、宮古市、大船渡市、久慈市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、陸前高田市、洋野町、岩手県及び東日本旅客鉄道(株)

○事業構造の変更(リアス線)

(現行) 第一種鉄道事業者：東日本旅客鉄道(株)

(変更) 第一種鉄道事業者：三陸鉄道(株)

※変更之际、リアス線の運営に必要な鉄道施設・鉄道用地を東日本旅客鉄道(株)からリアス線沿線4市町(宮古市、山田町、大槌町、釜石市)に無償譲渡。リアス線沿線4市町が取得した鉄道施設・鉄道用地は三陸鉄道(株)に対し無償で譲渡・貸付。

○計画期間

10年間：2019年3月23日～2029年3月31日

【認定書の手交】

○日時 平成31年1月31日(木) 13:00～

○場所 東北運輸局 仙台第4合同庁舎(〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地)

○取材 取材を希望される報道機関は、当日12:40までに仙台第4合同庁舎1階ホールにお集まりください。

【参考】

鉄道事業再構築実施計画の認定は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第24条第1項の規定に基づくもので、今回が10件目の認定となります。

【問い合わせ先】

○鉄道事業再構築実施計画の認定に関すること

鉄道局鉄道事業課 安西、浪岡、岩井

代表 03-5253-8111(内線 40664), 直通 03-5253-8539, FAX 03-5253-1635

○認定書手交の取材に関すること

東北運輸局鉄道部計画課 佐々木、斉藤、羽鳥

TEL 022-791-7526, FAX 022-299-8810

○三陸鉄道 北リアス線・リアス線・南リアス線の鉄道事業再構築実施計画の概要

1. 対象路線

三陸鉄道 北リアス線・リアス線・南リアス線

2. 鉄道事業の経営改善施策

- (1) 安全・快適な輸送サービスの確保
 - ・老朽設備の更新投資の計画的な実施
 - ・維持修繕の着実な実施
- (2) 利用促進等による収入の確保
 - ・域外観光利用の拡大
 - ・沿線需要の創出
 - ・新駅設置、駅周辺施設整備による利用促進
 - ・関連事業の展開
- (3) 一貫運行による経営の改善等
 - ・直通運転等による利便性向上
 - ・新たな観光列車・企画列車による需要の喚起
 - ・車両運用の一体化による効率化
 - ・施設の集約化

3. 地方公共団体等による支援

- ・鉄道施設等の設備整備・維持管理等に要する費用の負担
- ・観光団体・地元団体利用の運賃等に対する三陸鉄道強化促進協議会等からの補助 等

4. 事業構造の変更

(現行) 第一種鉄道事業者：東日本旅客鉄道(株)

(変更) 第一種鉄道事業者：三陸鉄道(株)

※変更の際し、リアス線の運営に必要な鉄道施設・鉄道用地を東日本旅客鉄道(株)からリアス線沿線4市町（宮古市、山田町、大槌町、釜石市）に無償譲渡。リアス線沿線4市町が取得した鉄道施設・鉄道用地は三陸鉄道(株)に対し無償で譲渡・貸付。

5. 計画期間

10年間：2019年3月23日～2029年3月31日

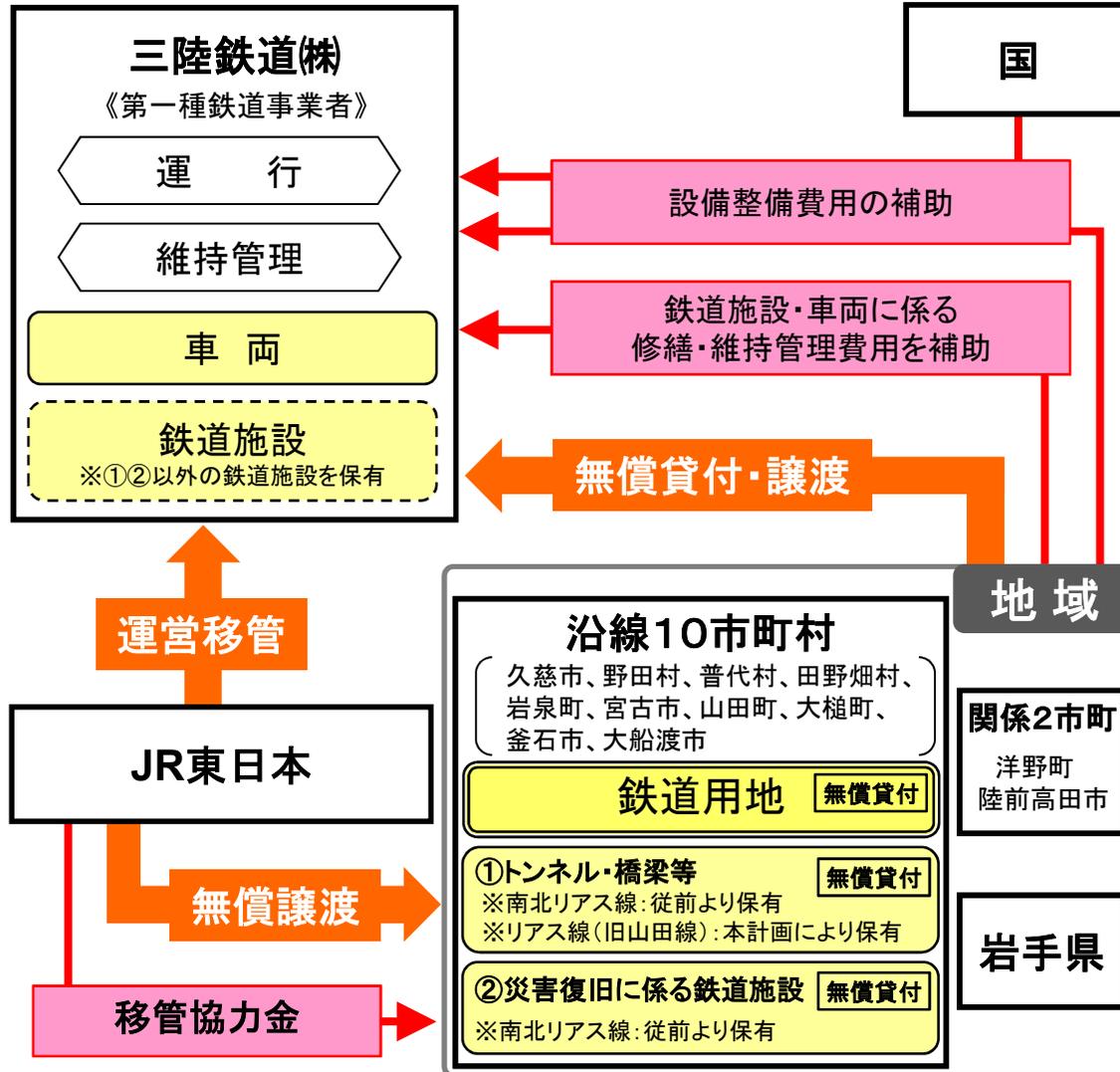
6. 鉄道事業再構築事業の効果

関係自治体が鉄道施設の修繕・維持管理費用等を負担（コスト上の上下分離）するほか、関係自治体をはじめとする地域関係者の積極的な支援による経営改善施策の実施等により、収支の均衡と安全で安定した運行が維持される。

三陸鉄道の鉄道事業再構築事業の概要

再構築事業実施スキーム

(計画期間: 10年間 2019年3月~2029年3月)



■ … 本計画における事業構造の変更部分

具体的施策と効果

効果

■ 鉄道施設等に係る維持管理負担の軽減と、地域と連携した利用促進施策による収入確保等により、計画期間中を通じて、収支の均衡と安全で安定した運行を維持。

具体的な経営改善施策(2019年度~)

- 安全・快適な輸送サービスの確保
 - ◇ 老朽設備の更新投資の計画的な実施 [10年間: 約30億円]
 - ◇ 維持修繕の着実な実施 [10年間: 約37億円]
- 利用促進等による収入の確保
 - ◇ 域外観光利用の拡大
 - ・ 沿線観光や体験プログラムを組み合わせた企画列車の運行
 - ・ 一貫運行を契機とした全線直通運転の実施 等
 - ◇ 沿線需要の創出
 - ・ 地元団体利用に対する運賃助成事業の活用
 - ・ 沿線自治体職員の通勤・出張時等の利用奨励 等
 - ◇ 新駅設置、駅周辺施設整備による利用促進
 - ・ 新駅の設置や宮古駅直結拠点施設の整備 等
 - ◇ 関連事業の展開
 - ・ 地場産業や大手企業と協働での商品開発 等
- 一貫運行による経営の改善等
 - ◇ 直通運転等による利便性向上
 - ・ 直通運転や乗継に配慮したダイヤ設定 等
 - ◇ 新たな観光列車・企画列車による需要の喚起
 - ◇ 車両運用の一体化による効率化
 - ・ 全線での一体的な車両運用による貸切車両の稼働率向上 等
 - ◇ 施設の集約化
 - ・ 車両検修施設(久慈・盛)の宮古駅構内への集約 等